

令和5年度「障害者スポーツ推進プロジェクト（特別支援学校等における運動部活動の地域連携・地域移行支援事業）」公募要領

1 事業名

障害者スポーツ推進プロジェクト（特別支援学校等における運動部活動の地域連携・地域移行支援事業）

2 事業の趣旨及び目的

東京大会により、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた機運が醸成されたが、障害のない方で障害者スポーツを体験したことのある方の割合は低く、障害のある方とない方がともにスポーツをする、ユニバーサル、インクルーシブなスポーツ環境を整備することが必要である。また、成人一般に比べて障害者のスポーツ実施状況が低調であることから、障害者特有のスポーツの実施に係る障壁の解消と、スポーツ施策の実施体制上の課題の解消を図ることも重要である。

このことから、本事業では、障害者が生涯にわたってスポーツを実施するための基盤を整備する観点から、特別支援学校の児童生徒がスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、特別支援学校を拠点とするクラブチーム、総合型地域スポーツクラブ、社会福祉施設等にスポーツ活動ができる環境を整備し、児童生徒本人の希望に合わせて活動を継続できる地域連携・移行モデルを構築する。

3 事業の内容

受託者は、上記目的の達成に向けて、以下の事業を実施するものとする。なお、本要領に定めのない事項については、スポーツ庁と協議の上で決定すること。

(1) 事業の企画立案

受託者は、特別支援学校等における運動部活動やスポーツ活動の実施状況を踏まえ、本事業の対象とする特別支援学校等や地域等を設定し、特別支援学校、特別支援学級等の児童生徒や卒業生、社会福祉施設を利用する子供に加え、障害の有無や年齢にかかわらず、保護者、近隣の小学校・中学校・高等学校等に通う児童生徒、地域住民なども含めて様々な方が身近なスポーツ施設等に集まり、障害者スポーツのリソースを積極的に活用しながら、ともにスポーツ活動を実施する環境を整備する事業を企画立案する。

(2) 運動部活動の地域連携・地域移行に係る活動の場の整備

受託者は、多様な組織・団体と連携し、指導者、場所、移手段等を確保し、特別支援学校を拠点として活動するスポーツクラブやサークル、総合型地域スポーツクラブ等の地域のスポーツ施設を拠点として活動するスポーツクラブやサークル、定期的に障害特性に合わせた運動・レクリエーションを実施している社会福祉施設、スポーツ教室を実施する公共スポーツ施設等において、運動部活動の地域連携・地域移行に係る活動の場を整備し、又は、それら活動の場について情報収集し、児童生徒が種目・場所・レベル等本人の希望に合わせて選択できるよう、児童生徒、保護者、学校関係者と

連絡体制の構築を行う。

なお、社会福祉施設において活動の場を整備する場合は、管轄の都道府県及び市区町村と協議の上、社会福祉施設の業務に支障のない範囲で実施できるようにすること。

(3) 実行委員会の開催

受託者は、スポーツ・教育・医療・社会福祉等、障害者スポーツに関わる者で構成される、地域の実行委員会を設置し、事業を実施するための課題や運動部活動の地域連携・地域移行に係る活動の場として、持続的に活動していくための課題に対する対応の検討、情報共有等を行うこと。

(4) 事業の実施

受託者は、(1)～(3)に基づき事業を実施する。なお、事業実施に際しては、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月、スポーツ庁・文化庁)を遵守した上で、運動部活動改革や学校における働き方改革の動向に十分に留意すること。

(5) 事業報告会への出席及び報告

スポーツ庁が令和6年2月頃に開催する予定の事業報告会(Web方式により開催)において、事前に概要資料を作成・スポーツ庁に送付した上で、事業実施内容の報告等を行う。

(6) 委託事業成果報告書の作成

(1)～(5)の業務により得られた成果(冊子、資料集等を含む。)を基に、事業の概要及び他の地方公共団体等の参考となるポイントを記載した報告書を取りまとめ、内容についてスポーツ庁と事前協議の上で、印刷物2部をスポーツ庁に提出すること。併せて、報告書原稿及び事業関連資料一式(実行委員会配布資料及び議事録、事業の広報資料等)のドキュメントデータ(Microsoft Word、同 Excel、同 PowerPoint で読込み可能な形式又は PDF 形式)についても提出すること。なお、報告書については、原則スポーツ庁ホームページに掲載する予定であることに留意すること。

4 委託先

地方公共団体、国立大学法人及び学校法人

※ 国立大学法人、学校法人が提案する場合、事業実施に当たり、連携する地方公共団体を計画書上に明記すること。

5 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6 委託期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：契約を締結した日～令和6年3月29日（金）

事業規模：1件当たり10,000千円程度とする。

採択件数：1件（予定）（予算の範囲内において、技術審査委員会で採択件数を決定する。）

7 選定方法等

（1）選定方法

スポーツ庁が設置する技術審査委員会において、提出された企画提案書等について書類審査を実施し、必要に応じてヒアリングを行う。また、スポーツ庁から申請団体に対して提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

（2）審査基準

審査基準（別紙1）のとおり。

（3）選定結果の通知

選定終了後、原則として、30日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

（4）条件付採択

選定において条件付き採択となった場合は、委託業務の遂行に支障を来さない限度において、再度修正した事業計画書及び経費計画書の提出を求めた上で、条件を満たしたと判断できるものについて採択する。

8 参加表明書の提出

本企画競争においては、参加表明書の提出は要しない。

9 企画提案書等の提出方法等

（1）提出書類

ア 企画提案書（1部）

イ 誓約書（1部。詳細は「10. 誓約書の提出等」のとおり。）

ウ 申請団体の財務状況に関する書類等、審査基準「IV 評価項目」の「1. 事業実施主体に関する評価」の各項目の評価に資する書類（1部）地方公共団体は提出不要。

エ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し（1部）

（2）提出先及び公募に関する問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号中央合同庁舎第7号館

スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室（東館13階）

TEL：03-5253-4111（内線：3490）（担当：日高、五町）

e-mail：kensport@mext.go.jp

（3）提出方法

（1）の提出書類の電子データ（PDF形式）を電子メールにて、（2）に示す提出先のメールアドレスまで提出すること（押印不要）。メールの件名は「【団体名】特別支援学校等における運動部活動の地域連携・地域移行支援事業提出書類」とすること。メール提出後は、念のため、その旨を担当ま

で電話連絡すること。なお、メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

(4) 提出期限

令和5年6月5日（月）15時（必着）

(5) その他

ア 企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書については返却しない。

イ 必要に応じて審査期間中に提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

ウ 期限に遅れた企画提案書や期限後の企画提案書の修正、差し替えは受理しない。

10 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別紙2の誓約書を提出しなければならない。

(2) 企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合は、再委託先が地方公共団体又は独立行政法人の場合を除き、再委託先も誓約書を提出すること。

(3) 前2項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

(4) (1) は、地方公共団体又は独立行政法人には適用しない。

11 契約の締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を基に、契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、選定後に受託者から提出される事業計画書等の内容を勘案して決定するため、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

12 スケジュール

① 公募開始：令和5年5月10日（水）

② 公募締切：令和5年6月5日（月）15時

③ 選定：令和5年6月

④ 契約締結：令和5年7月以降

⑤ 契約期間：契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

※ 契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

※ 事業開始日は、契約予定者選定後、スポーツ庁と契約予定者との間の契約条件等の協議、事業計画書の作成及び委託契約締結等の手続完了後の時期となることに留意すること。

13 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、本事業委託要項、公募要領、スポーツ庁委託事業事務処理要領、委託契約書、ほか別に定める規定等を遵守すること。また、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示すること。
- (2) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (4) 再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）することはできない。
- (5) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (6) 選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるため、事前に準備を行うこと。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。
〔契約締結にあたり必要となる書類〕
 - ・ 事業計画書（委託事業経費予定額内訳を含む。）
 - ・ 再委託に係る業務委託経費内訳
 - ・ 委託事業経費予定額内訳（再委託に係るものを含む。）の積算根拠資料（旅費・謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）
 - ・ 銀行口座情報
- (7) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

審査基準

I 契約予定者の選定方法

提案された企画について審査を行い、事業内容が著しく偏らないよう配慮した上で、原則として評価得点の高い提案を行った提案者から順に予算の範囲内で契約予定者を選定する。ただし、最低評価得点を40点とし、最低評価得点未満の提案に係る提案者については選定しない。

II 審査方法

スポーツ庁が設置する技術審査委員会において、受託を希望する団体から提出された企画提案書等について書類審査を実施する。なお、必要に応じ、全ての提案者を対象としたヒアリングを行う場合がある。また、必要に応じ、スポーツ庁から提案者に対して、提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

III 評価方法

評価は、IVの評価項目についてVの評価基準により実施し、技術審査委員会の各委員が各々評価した合計点数を平均したものを当該提案の評価得点とする。

なお、国立大学法人、学校法人による提案においては、地方公共団体との連携が確認されることが評価実施の前提となり、確認されない場合は評価を行わない。

IV 評価項目

1 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業遂行可能な人員が確保され、必要な役割分担・管理体制がとられていること。
- (2) 業務を円滑に遂行するため、バックアップ体制が組まれる等、実施体制に工夫がなされていること。
- (3) 業務従事予定者が、事業の実施に関する必要な知識・経験等を有していること。
- (4) 事業を効果的に遂行するために必要な実績・ノウハウ等を有していること。
- (5) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。

2 事業内容に関する評価

- (1) 本事業の実施対象となる特別支援学校等や地域等が適切に設定されていること。
- (2) 対象となる特別支援学校等や地域等における運動・スポーツ活動の現状を十分把握していること。
- (3) 解決すべき課題が適切かつ具体的に設定されていること。
- (4) 課題の解決に向けた適切かつ整合的な目標設定がなされていること。
- (5) 目標達成を図るために必要な評価指標が適切に設定されていること。
- (6) 課題の分析及びその解決に向けた効果的な方策を検討するために、実行委員会が開催されていること。
- (7) 事業の実施結果を適切に評価・検証できる計画となっていること。
- (8) 事業終了後の持続的な形での地域連携・地域移行の実施に向けた具体的方策等の検討がなされていること。
- (9) 実施する事業の内容・スケジュール等が具体的かつ合理的な提案となっていること。
- (10) 妥当な経費が示されていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1 「1 事業実施主体に関する評価」に係る評価基準

次の評価基準により評価を行う。

十分＝5点	普通＝3点	不十分＝1点
-------	-------	--------

2 「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準

次の評価基準により評価を行う。

大変優れている＝5点	優れている＝4点	普通＝3点
やや劣っている＝2点	劣っている＝1点	

3 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

次の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点
- ・認定段階3＝2点
- ・プラチナえるぼし認定＝4点

・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点
- ・トライくるみん認定＝1.5点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝1.5点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次

世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定) = 1. 5点

- ・プラチナくるみん認定 = 4点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定 = 2点

○スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」による認定

- ・スポーツエールカンパニー認定 = 1点
- ・スポーツエールカンパニー+（プラス）認定 = 2点
- ・Bronze（ブロンズ）認定 = 2点
- ・Bronze+（ブロンズプラス）認定 = 3点

○上記に該当する認定等を有しない = 0点

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名

※ 個人の場合は名前とともに生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。